

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00004 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づく前払輸入保険の保険約款とする。</p> <p>第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約(以下「前払輸入契約」という。)に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料(以下「前払金」という。)の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第11号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止 <u>二 前払輸入契約の相手国において実施される輸出又は輸入の制限又は禁止</u> <u>三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は前払輸入契約の相手国に起因する外貨送金遅延</u> <u>四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による償還をもってする前払金の弁済を有効</u> 	<p style="text-align: center;">前払輸入保険約款</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00004 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づく前払輸入保険の保険約款とする。</p> <p>第2章 てん補の範囲 (てん補危険)</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者が、この証券記載の前払輸入契約(以下「前払輸入契約」という。)に基づいて輸入貨物を輸入することができなくなり、かつ、当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料(以下「前払金」という。)の返還を当該前払輸入契約に基づき請求した場合において、次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって当該前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>(てん補事由)</p> <p>第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止 <u>二 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は前払輸入契約の相手国に起因する外貨送金遅延</u> <u>三 為替の換算率にかかわらず現地通貨による償還をもってする前払金の弁済を有効</u>

とする旨の前払輸入契約の相手国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を免除する措置又は決定

五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用

六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を妨げる違法又は差別的な措置又は決定

七 国際連合その他の国際機関又は前払輸入契約の相手国以外の国による経済制裁

八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由

イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ

ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害

ハ 原子力事故

二 輸送の途絶

九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの

十 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）

十一 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金の履行遅滞（被保険者の責めに帰ることができないものに限る。）

第3章 損失額及びてん補責任額

（損失額）

第4条 第2条の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第11号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。

（損失額算出上控除する金額）

第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一 他の輸入貨物の代金と相殺・充当した金額

二 被保険者が、損害賠償請求権の行使等により取得した金額（ただし、前払金返還期限後回収した延滞金利を除く。）

三 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

とする旨の前払輸入契約の相手国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を免除する措置又は決定

四 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用

五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による前払金の全部又は一部の償還を妨げる違法又は差別的な措置又は決定

六 国際連合その他の国際機関又は前払輸入契約の相手国以外の国による経済制裁

七 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由による為替取引の途絶

イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ

ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害

ハ 原子力事故

八 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの

九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）

十 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金の履行遅滞（被保険者の責めに帰ることができないものに限る。）

第3章 損失額及びてん補責任額

（損失額）

第4条 第2条の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由により前払金の返還期限（前条第10号に該当する事由によるときは、前払金の返還期限から3月を経過した時）までに返還を受けることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残額をいう。

（損失額算出上控除する金額）

第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一 他の輸入貨物の代金と相殺・充当した金額

二 被保険者が、損害賠償請求権の行使等により取得した金額（ただし、前払金返還期限後回収した延滞金利を除く。）

三 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

(てん補責任額)

第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、損失額から、被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償を受けることができたと認められる金額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。

- 一 第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合は100分の97.5
- 二 第3条第10号又は第11号に該当する事由の場合は100分の90

第7条～第12条 (略)

(損失発生等の通知義務)

第13条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知(以下「損失発生通知」という。)しなければならない。

2 被保険者は、前払金の返還の期限までに前払輸入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第11号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、前払金の返還の期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知(以下「危険発生通知」という。)しなければならない。

3 前項の場合において、前払金の返還の期限から3月を経過した日までに、第15条に規定する入金 通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、前払金の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。

第14条～第21条 (略)

(保険金の請求)

第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。

2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保

(てん補責任額)

第6条 日本貿易保険がてん補すべき額は、損失額から、被保険者が第14条第1項又は第2項の規定による義務の履行を怠った場合に被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額又は賠償を受けることができたと認められる金額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、次の割合を限度とする。

- 一 第3条第1号から第8号までのいずれかに該当する事由の場合は100分の97.5
- 二 第3条第9号又は第10号に該当する事由の場合は100分の90

第7条～第12条 (略)

(損失発生等の通知義務)

第13条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知(以下「損失発生通知」という。)しなければならない。

2 被保険者は、前払金の返還の期限までに前払輸入契約に基づく前払金の返還が行われず、第3条第10号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、前払金の返還の期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知(以下「危険発生通知」という。)しなければならない。

3 前項の場合において、前払金の返還の期限から3月を経過した日までに、第15条に規定する入金 通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、前払金の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。

第14条～第21条 (略)

(保険金の請求)

第22条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。

2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、日本貿易保

<p> 險が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 一 第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める損失発生のお知らせをした日以降、前払金の返還の期限から9月以内 二 第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める危険発生のお知らせをした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 保険金請求人は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補すべき額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。 (保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限(第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、前払金の返還の期限から3月を経過した日)から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 第24条～第29条 (略) 第9章 雑則 (換算率) 第30条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。)が提示する対顧客直物電信買相場の始値(日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ) 二 邦貨を外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値 2 前払金の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第6条のてん補責任 </p>	<p> 險が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 一 第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める損失発生のお知らせをした日以降、前払金の返還の期限から9月以内 二 第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあっては、第13条に定める危険発生のお知らせをした日以降かつ前払金の返還の期限から3月を経過した日以後、前払金の返還の期限から9月以内 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 保険金請求人は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補すべき額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。 (保険金請求権の消滅時効) 第23条 保険金請求権は、前払金の返還の期限(第3条第10号の事由による損失がてん補される場合にあっては、前払金の返還の期限から3月を経過した日)から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 第24条～第29条 (略) 第9章 雑則 (換算率) 第30条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。)が提示する対顧客直物電信買相場の始値(日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ) 二 邦貨を外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値 2 前払金の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第6条のてん補責任 </p>
--	---

額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない(以下第3項から第5項までの各項において同じ。)

- 一 保険価額については、前払輸入契約の締結の日(保険契約の締結後に前払金の額が増額変更された場合の当該増額部分にかかる保険価額又は前払金の額が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該前払輸入契約が変更された日)における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、前払金について、当該前払金に係る外貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。
- 二 第4条の損失額及び第6条のてん補責任額については、前払輸入契約の締結日における前項第1号の外国為替相場(ただし、前払金について、当該前払金に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率)又は前払金の返還の期限の日における前項第1号の外国為替相場のいずれか円高(前払輸入契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。)の外国為替相場により邦貨に換算する。
- 3 第5条第1号から第3号までの金額が前払輸入契約に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。
- 4 第28条第7項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。
- 5 第14条第3項又は第28条第6項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、次の各号の規定により換算する。
 - 一 第28条第7項に規定する費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。
 - 二 第28条第7項の規定によらない方法で日本貿易保険の負担する費用を請求する場合において、当該費用が外貨建てときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費

額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない(以下第3項から第5項までの各項において同じ。)

- 一 保険価額については、前払輸入契約の締結の日(保険契約の締結後に前払金の額が増額変更された場合の当該増額部分にかかる保険価額又は前払金の額が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該前払輸入契約が変更された日)における前項第2号の外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、前払金について、当該前払金に係る外貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。
- 二 第4条の損失額及び第6条のてん補責任額については、前払輸入契約の締結日における前項第1号の外国為替相場(ただし、前払金について、当該前払金に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率)又は前払金の返還の期限の日における前項第1号の外国為替相場のいずれか円高(前払輸入契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。)の外国為替相場により邦貨に換算する。
- 3 第5条第1号から第3号までの金額が前払輸入契約に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。
- 4 第28条第7項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。
- 5 第14条第3項又は第28条第6項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、次の各号の規定により換算する。
 - 一 第28条第7項に規定する費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。
 - 二 第28条第7項の規定によらない方法で日本貿易保険の負担する費用を請求する場合において、当該費用が外貨建てときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費

<p>用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</p> <p>6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。</p> <p>7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。</p> <p>8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第1項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。</p> <p>第31条～第35条（略）</p>	<p>用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。</p> <p>6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。</p> <p>7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。</p> <p>8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第1項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。</p> <p>第31条～第35条（略）</p>
--	--